

○財務省告示第三百八号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の三第一項の規定に基づき、財務大臣が平成二十八年（二千十六年）熊本地震による同項に規定する指定地域への影響の程度を勘案して別に定める日を次のように定める。

平成二十八年十月十九日

財務大臣 麻生 太郎

財務大臣が平成二十八年（二千十六年）熊本地震による次に掲げる指定地域への影響の程度を勘案して当該指定地域に係る別に定める日を平成二十八年十一月二十九日とする。

指 定 地 域

都道府県

八代市
人吉市
荒尾市
玉名市
水俣市
山鹿市
菊池市
宇土市
上天草市
宇城市

熊本県

球磨郡
水湯前村
球磨郡
多良木町
球磨郡
北木町
北郡
芦木町
郡
冰川町
郡
山都町
郡
甲佐町
郡
嘉島町
郡
阿蘇郡
高森町
郡
阿蘇郡
産山村
郡
阿蘇郡
小国町
郡
菊池郡
大津町
郡
菊陽町
大津町
郡
和水町
長洲町
郡
玉名郡
南關町
郡
玉名郡
玉東町
郡
玉名郡
美里町
郡
阿蘇市
下益城郡
阿蘇市
合志市
天草市

天球球球球球
草磨磨磨磨磨
郡郡郡郡郡
苓あ山五相
北さ磨江木良
町ぎ村村村
町